

国立大学法人滋賀医科大学における大学発ベンチャーの認定に関する規程

令和7年1月23日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人滋賀医科大学（以下「本学」という。）における大学発ベンチャーの円滑かつ適正な支援を図るため、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において「大学発ベンチャー」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 国立大学法人滋賀医科大学職務発明取扱規程に規定する本学に帰属した知的財産権に基づいて起業した、若しくはそれらを活用することを目的に起業した企業
- (2) 本学で達成された研究成果又は大学で修得した技術等に基づいて起業した、若しくはそれらを活用することを目的に起業した企業
- (3) 本学の役職員、学生若しくは本学を退職、卒業又は修了の日から3年以内の者が設立者となっている、若しくはその設立に深く関与して起業し、国立大学法人法第22条第1項第5号に定める本学の研究成果を普及し、及びその活用を促進することに寄与するものとして本学が認めた企業
- (4) 学長が前各号に準じるものと認めた企業

(認定の手続き)

第3条 大学発ベンチャーの認定を受けようとする企業（以下「申請者」という。）は、所定の「滋賀医科大学発ベンチャー認定申請書」に必要書類を添えて学長に提出するものとする。

- 2 学長は、前項の申請があったときは、研究活動統括本部会議に審査を求め、その結果を経た上で役員会に諮り、認定の可否を決定し、その結果を申請者に通知するものとする。

(申請の要件)

第4条 申請者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たして申請しなければならない。

- (1) 第2条に掲げる大学発ベンチャーの定義に該当していること。
- (2) 事業内容等が公序良俗に反しないこと。
- (3) 本学に対する名誉棄損、誹謗中傷、業務妨害等が生じるおそれがないこと。
- (4) 申請者の役員、従業員、株主、債権者等の関係者が反社会的勢力ではなく、また、申請者に反社会的勢力の関与がないこと。
- (5) 本学の役職員が起業したものにあつては、国立大学法人滋賀医科大学教職員兼業規程その他関係規程等に定める所要の手続き、許可等が適正になされていること。
- (6) 過去に本学との契約において違反行為や違約行為がないこと。

(称号の授与)

第5条 学長は、第3条第2項により大学発ベンチャーと認定した企業（以下「認定大学発ベンチャー」という。）に対し、「滋賀医科大学発ベンチャー」の称号を授与するものとする。

- 2 称号の授与は、「滋賀医科大学発ベンチャー称号記」の交付により行う。

- 3 称号の授与期間は3年間とする。ただし、更に2年間の更新を妨げない。
- 4 称号の授与期間を更新する場合は、所定の「滋賀医科大学発ベンチャー称号更新申請書」により、授与期間満了日の3か月前までに学長に申請しなければならない。
- 5 学長は、前項の申請があったときは、研究活動統括本部会議の議を経て、更新の可否を決定し、その結果を申請者に通知するものとする。
- 6 学長が特に必要と認めた場合は、第3項に規定する更新後の称号の授与期間を更に2年間更新することができる。なお、更新の手続きについては、第4項及び第5項の規定を準用する。

(称号使用の制限)

第6条 認定大学発ベンチャーは、当該認定大学発ベンチャーの製品、サービス等の内容及び品質を保証するために称号を使用してはならない。

- 2 認定大学発ベンチャーが広告又は宣伝に称号を用いる場合において、学長が当該広告又は宣伝の内容、称号の使用方法等が不相当と認めたときは、当該広告又は宣伝における称号の使用を停止することができる。

(事業報告書等の提出)

第7条 認定大学発ベンチャーは、自社の決算日から3か月以内に、事業年度ごとの事業報告書、収支決算書及びその他学長が必要と認める書類を学長に提出しなければならない。

- 2 認定大学発ベンチャーが次の各号のいずれかの適用を受けた場合、認定大学発ベンチャーは、速やかにその旨を学長に報告しなければならない。

- (1) 会社法（平成17年法律第86号）に定める解散
- (2) 破産法（平成16年法律第75号）に定める破産手続開始
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に定める再生手続開始
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に定める更生手続開始
- (5) 不正競争防止法（平成5年法律第47号）に定める不正競争を行い、裁判によって同法第21条又は第22条に定める行為により有罪が確定した場合

(認定の取消し)

第8条 学長は、認定大学発ベンチャーが次の各号のいずれかに該当するときは、研究活動統括本部会議の議を経て、大学発ベンチャーの認定を取り消すものとする。

- (1) 第4条の申請の要件を満たさなくなったとき。
 - (2) 第7条第2項の各号のいずれかの適用を受けたとき。
 - (3) 本学又は認定大学発ベンチャーの社会的信用を損なう行為を行ったとき。
 - (4) 認定大学発ベンチャーが称号の返付を申し出たとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、称号を保持させることが適当でないと学長が認めるとき。
- 2 学長は、前項の規定により認定を取り消した場合は、認定大学発ベンチャーにその旨を通知するものとする。
 - 3 前項により認定を取り消された企業（以下「認定取消企業」という。）は、速やかに滋賀医科大学発ベンチャー称号記を返付し、取り消された日以降、滋賀医科大学発ベンチャーとして認定されていた事実を事業に使用してはならない。

(認定等の公表)

第9条 学長は、大学発ベンチャーの認定又は取消しを行ったときは、本学のホームページへの掲載等により公表する。

(免責)

第10条 本学は、本規程における認定及び称号の授与に伴い、認定大学発ベンチャーの製品、サービス等の内容及び品質並びに認定大学発ベンチャーの経営状況を保証するものではなく、認定大学発ベンチャーの事業に関し、何ら責任を負うものではない。

2 本学は、大学発ベンチャーの認定又は取消しにより、認定大学発ベンチャー、認定取消企業又は第三者に損害が生じた場合も、当該損害を賠償する義務を負わない。

(認定大学発ベンチャーへの支援)

第11条 本学は、認定大学発ベンチャーに対し、大学の管理運営及び教育研究に支障のない限りにおいて支援を行うことができるものとし、支援に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第12条 大学発ベンチャーの認定に関する事務は、研究推進課が処理する。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、大学発ベンチャー及び認定大学発ベンチャーに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和7年2月1日から施行する。